

1 未然防止

(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

ア	魅力ある授業の実現	21
イ	豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導	21
ウ	自己肯定感や自尊感情を高める指導	22
エ	よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導	22
オ	子供と教職員の信頼関係の構築	22

(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

ア	コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり	24
イ	「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	24
ウ	「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催	25
エ	「いじめに関する研修」の実施	27
オ	PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂	27

(3) いじめを許さない指導の充実

ア	いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり	29
イ	「いじめに関する授業」の実施	29
ウ	弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施	29
エ	SOSの出し方に関する教育の推進	30
オ	新型コロナウイルス感染症に関連するいじめを生まないための指導の徹底	30

(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

ア	互いに認め合う態度を育む取組	32
イ	子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組	32
ウ	取組の推進役を担えるリーダーの育成	33
エ	児童会・生徒会活動による取組	33
オ	「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくりやルールの見直し	34
カ	「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発	34
キ	いじめ防止強化月間における学校、家庭、地域、関係機関の連携による取組の推進	34

(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

ア	保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼	36
イ	「学校サポートチーム」会議の定期開催	36

※ 具体的な取組の末尾にある数字は、該当ページを示している。

## 2 早期発見

### (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進	38
イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底	39

### (2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察	43
イ 学級担任等による定期的な個人面談	43
ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用	43
エ 定期的な「生活意識調査」等の実施	43

### (3) 全ての教職員による子供の状況把握

ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察	45
イ 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築	45
ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底	45

### (4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築

ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知	47
イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存	47
ウ スクールカウンセラーによる全員面接 (小学校5年、中学校1年、高等学校1年対象)	49
エ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組	49
オ 「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用	50
カ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知	50
キ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス	50

### (5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施	52
イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施	52
ウ PTA、学校運営協議会 (コミュニティスクール) 委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報	52
エ 地域住民 (民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等) からの情報提供や通報	53
オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供	53
カ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報	53
キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応	54

### 3 早期対応

#### (1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定	56
イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言	56
ウ 対応記録のファイリング	57
エ 解消の確認	57

#### (2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例

ア 一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例	58
イ 継続的な不快や不安を感じる場合、 保健室で処置する程度のけがを負った場合等の対応例	58
ウ 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、 医療機関で1回治療を受ける程度のけがを負った場合等の対応例	58

#### (3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例

ア 好意で行った言動への指導例	59
イ 意図せずに行った言動への指導例	59
ウ 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導例	59
エ 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導例	59
オ 故意で行った暴力を伴わない言動への指導例	59
カ 故意で行った暴力を伴う言動への指導例	59
キ いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、 継続的に行われている場合等の指導例	59

#### (4) 重大事態につながらないようにするための対応

ア 被害の子供の安全確保と不安解消	62
イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察	62
ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応	63
エ いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営協議会（コミュニティ スクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼	63
オ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、 卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等	64
カ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応	64
キ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等	65
ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応	65

#### (5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告	68
イ 重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援	68

## 4 重大事態 への対処

### (1) 重大事態発生<sup>キ</sup>の判断

ア 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解	70
イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生 <sup>キ</sup> の判断	70
ウ 重大事態発生 <sup>キ</sup> の報告	71

### (2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援	72
イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明	73
ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援	73
エ 教育支援センター等と連携した支援	73

### (3) 加害の子供の更生<sup>キ</sup>に向けた指導及び支援

ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導	74
イ 保護者への説明や協力関係の構築	74
ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援	75
エ 別室での学習の実施	75
オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援	75
カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保	76

### (4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

ア 保護者・PTAの協力体制による問題解決	77
イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決	77
ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」 や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決	78

### (5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

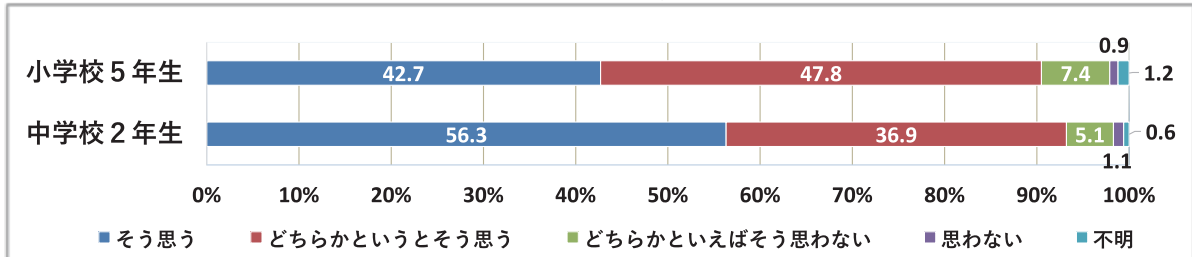
ア 調査組織の決定と調査の実施	79
イ 「不登校重大事態」における調査	80
ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供	80
エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告	81
オ 地方自治体の長による再調査への協力	81

## (1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

## 現状と課題

【図表1】規範意識に関する自己評価

- 学校のきまりを守っていますか。(対象：都内公立学校 小学校5年生)
- 学校の規則やきまりを守っていますか。(対象：都内公立学校 中学校2年生)



平成31年度（令和元年度）「児童・生徒の学力向上を図るための調査」東京都教育委員会

【図表2】いじめを行った経験

- あなたはいじめた経験がありますか。(対象：都内公立学校児童・生徒)

	平成24年度			令和2年度		
	経験がある	経験がない	無回答	経験がある	経験がない	無回答
小学校	55.1%	44.6%	0.3%	26.9%	71.5%	1.6%
中学校	60.6%	39.0%	0.4%	33.0%	65.6%	1.4%
高等学校	58.2%	41.1%	0.7%	27.9%	71.9%	0.2%
特別支援学校	50.0%	48.4%	1.6%	19.3%	79.4%	1.3%

平成24・25年度「いじめ問題に関する9,400人を対象としたアンケート」東京都教育委員会  
令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表1】の調査では、小・中学生の約9割が、学校の規則等を「守っている」、「どちらかといえば守っている」と回答している。【図表2】の調査では、「いじめた経験がない」と回答した児童・生徒数は、いじめ防止対策推進法が制定される前の平成24年度と、その8年後の令和2年度とを比較すると、全ての校種において26ポイント以上増加している。法制定後、いじめの認知件数が増加傾向にある（【図表13】37ページ）ことと照らしてみると、各学校において見逃しがちな軽微ないじめを積極的に認知していること、児童・生徒のいじめ防止に対する意識が高まっていることが分かる。
- いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識に立った上で、いじめが発生しにくい学校や学級の実現を追求することが、学校におけるいじめ防止対策の基本となる。
- いじめが起こりにくい学校・学級にするためには、教職員と子供との信頼関係に支えられた温かい環境の中で、「学び合いのある授業」を中核として、子供たちに人権意識や規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな人間関係の中で、自己肯定感※1を高めたり、自尊感情※2を育んだりする指導を重視することが大切である。

※1 自己肯定感 自分に対する評価を行う際に、自分の良さを肯定的に認める感情

※2 自尊感情 自分のできることできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」を他者との関わり合いを通して掛け替えのない存在、価値のある存在として捉える気持ち

## 具体的な取組

### ア 魅力ある授業の実現

子供たちにとって分かる授業、子供たち同士が話し合い、学び合う授業などを通して、子供同士が互いの良さを認め合えるようにする。

特に、学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学び※3を実現する授業を創造する。

- 一つ一つの知識がつながり、「分かった!」「おもしろい!」と思える授業
- 見通しをもって、粘り強く取り組む力が身に付く授業
- 周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業
- 自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業

そのために、教員にとって授業力※4の基盤となる「使命感、熱意、感性」、「児童・生徒理解」「統率力」を高め、これらと連動していじめを防止するための指導力を向上させる。

⑦ 教職員が工夫・改善

### イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

子供たちの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

また、子供たちが、互いの人格を尊重し、思いやりの心をもってほかの人と関わるができるようにするため、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、学校として人権教育を組織的・計画的に進める。

さらに、子供たちの規範意識を育むため、道徳科はもとより各教科、外国語活動、総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）及び特別活動など学校の教育活動全体を通じて、決まりやルールについての理解を深め、それらを守ろうとする態度を身に付けさせる。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 【参考】
- 人権教育プログラム（学校教育編） 令和3年3月
  - 子供たちの規範意識を育むために 平成27年7月
  - 規範意識の育成に向けて ～都立高校生活指導指針を理解するために～ 平成28年3月

① 法による義務規定

※3 主体的・対話的で深い学び 「何を知っているか」だけではなく、「知っていることを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という視点から実現される質の高い学び。子供たちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けられるようになることを目指す。

※4 授業力 教員の資質・能力のうち、特に実際の授業の場面において具体的に発揮されるもの。構成要素は、本文に記載の三つに加え、「指導技術（授業展開）」、「教材解釈、教材開発」「『指導と評価の計画』の作成・改善」の6つ

## ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導（「居場所づくり」と「きずなづくり」）

学校や学級が、子供にとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感をもてる場にするため、教職員は、異年齢交流活動など、一人一人の子供が活躍できる場や機会を意図的に設定する（居場所づくり）。

それらの機会を通して、子供たち同士が、心の結び付きや信頼感を深めるとともに、主体的な学び合いを進め、自尊感情を高めることができるようにする（きずなづくり）。

- 【参考】 ○ 子供の自尊感情や自己肯定感を高める指導資料＜基礎編＞ 平成 24 年 3 月 都教職員研修センター  
○ 子供の自尊感情や自己肯定感を高める指導資料＜発展編＞ 平成 24 年 3 月 都教職員研修センター

⑥ 各学校で工夫・改善

## エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導

特別活動をはじめとした全教育活動を通して、子供たちが、学級・学校や地域・社会の形成者として、よりよい生活を作ろうとしたり、答えが一つではない課題や想定外の事態に対し、多様な他者と協働して解決しようとする態度を育成する。

高等学校段階においては、人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」※5において、話し合い活動やグループワークを通して、一人一人が「何を大切に、どのように生き、どのようにして幸せな世の中を築くか」などについて考えられるよう指導する。

- 【参考】 ○ 人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」 令和 3 年 3 月改訂

⑥ 各学校で工夫・改善

## オ 子供と教職員の信頼関係の構築

子供にとって、いじめを受けたりいじめが行われているのを見たり聞いたりしたときに、躊躇なく教職員に相談したり報告したりできるようにする。そのために、学校教育相談体制の充実を図る前提として、一人一人の教職員が自分自身の言動に十分留意しつつ、日常から子供とのコミュニケーションを十分に図るとともに、子供の言葉を受容的・共感的に聴く姿勢を大切に、子供を信頼していることを示していく。

そうした関わりを通して、学校全体に、子供と教職員が信頼関係で結ばれた温かい雰囲気醸成し、子供が不安や悩みを乗り越えて、安心して生活できるようにする。

⑦ 教職員が工夫・改善

※5 人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」 都立高等学校全課程及び都立中等教育学校（後期課程）で、平成 28 年度から教科「奉仕」に替え、1 単位必修で実施する都独自の教科。学習は演習と体験活動からなり、意見交換を通して、自己と異なる他者の意見などを発見し、自己の意見と比較して、自分の考えを広げられることを重視

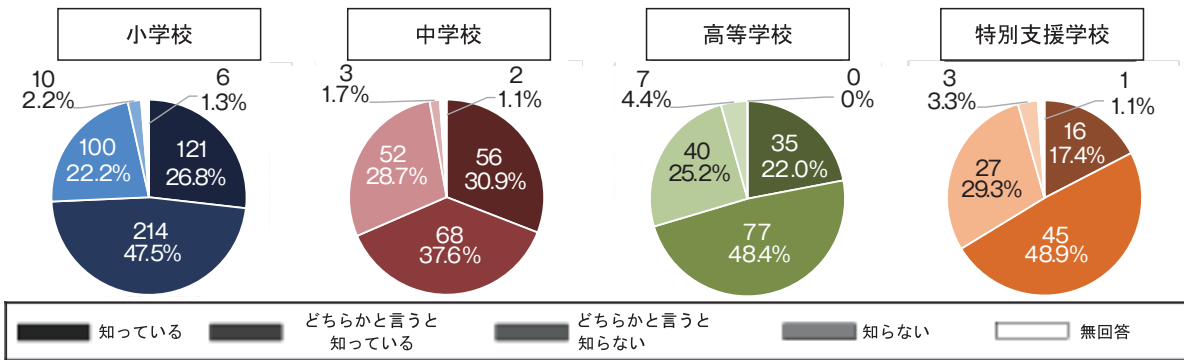
## (2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

### 現状と課題

【図表3】「学校いじめ防止基本方針」に対する教職員の共通理解の実態（抽出校分）

■ あなたは、学校の「学校いじめ防止基本方針」にある年間計画の内容を知っていますか。

(上段：人数、下段：割合)

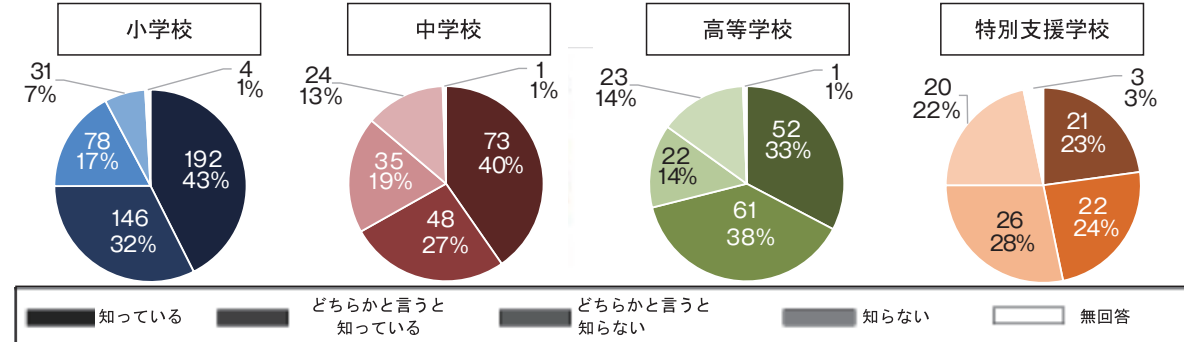


令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

【図表4】「学校いじめ対策委員会」に対する教職員の共通理解の実態（抽出校分）

■ あなたは、学校の「学校いじめ対策委員会」の構成員を知っていますか。

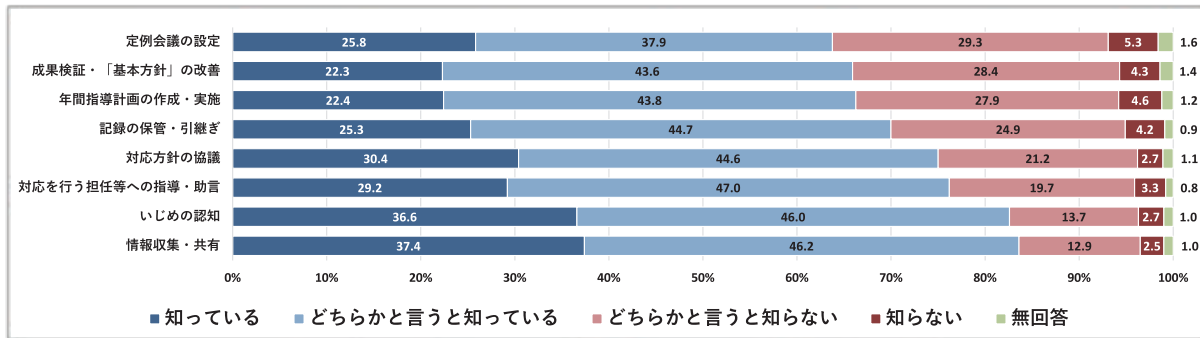
(上段：人数、下段：割合)



令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

【図表5】「学校いじめ対策委員会」に対する教職員の共通理解の実態（抽出校分）

■ あなたは、学校の「学校いじめ対策委員会」の役割をどの程度知っていますか。



令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

○ 【図表3】の調査では、6割を超える教員が、「学校いじめ防止基本方針」にある年間計画の内容を「知っている」、「どちらかと言うと知っている」と回答している。【図表4】の調査では、「学校いじめ対策委員会」の構成員を「知っている」、「どちらかと言うと知っている」と回答した教員は、小・中・高等学校では約7割、特別支援学校では約5割となっている。学校として取組が行われていても、一人一人の教員がその内容を理解し、確実に実践しているとは限らないことが示されている。



- 【図表5】の調査では、「学校いじめ対策委員会」の役割について、「定例会議の設定」、「成果検証・『基本方針』の改善」、「年間指導計画の作成・実施」、「記録の保管・引継ぎ」という項目で、3割以上の教員が「知らない」、「どちらかという知らない」と回答している。これらのいじめの未然防止に係る役割と、「対応方針の協議」や「いじめの認知」等のいじめの早期発見・早期対応に係る役割について比較すると、未然防止に係る役割の方が「知らない」、「どちらかという知らない」と回答している教員の割合が多い。
- いじめ防止対策推進法では、各学校において、いじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めることや、いじめ防止等の対策のための組織を置くことが規定されている。各学校は、実効性の高い基本方針を策定するとともに、「学校いじめ対策委員会」を中核としていじめ防止の取組が組織的に推進されるよう、その役割を明確にし、全教職員の共通理解を図っていかななければならない。
- 全ての教職員が、組織的対応を共通に実践できるようにするために、学校は、コミュニケーションを図りやすい職場環境の中で、計画的に研修を行う必要がある。

## 具体的な取組

### ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり

一人一人の教職員の力を生かしながら組織としての機能を発揮して、いじめの解決を図ることができるようにするため、管理職が、積極的に教職員に声掛けをすることにより、若手を含む全ての教職員が、主体的に学校運営に参画する意識をもてるようにし、互いにコミュニケーションを図りやすい職場環境を醸成する。

⑤ 全校で充実・推進

### イ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

自校の実態を踏まえて、年度末に、次年度のいじめ防止のための対策について具体的に示した「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

年度当初の職員会議や研修において、所属職員が内容を共通理解するための機会を設けるとともに、全ての教職員が、保護者等に対して、分かりやすい言葉で、「基本方針」の概要を説明できるようにする。

「基本方針」に示された取組が、全ての教職員により例外なく実践されるよう、一人一人の取組状況に関する定期的な点検と啓発を行う。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

① 法による義務規定

※6 学校いじめ対策委員会 いじめ防止対策推進法第22条に基づき、全ての学校に設置されている組織で、都内公立学校では、この名称で統一している。校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー及びその他校長が必要と認める者により構成

## ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催

「学校いじめ対策委員会」のメンバーと役割を明確にするとともに、一人一人の教職員が子供の気になる様子や子供同士のトラブル等に気付いた場合、どのような手順や方法で、この委員会に報告するかを図式化して示すなどして、全教職員がその役割を理解できるようにする。また、メンバーには、いじめ防止対策推進法の規定を踏まえて、必ずスクールカウンセラーを加え、その役割を明らかにする（特別支援学校を除く。）。

委員会は、スクールカウンセラーの勤務日に合わせるなどして、定期的な会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事例について情報を共有したり、各事案への対応方法を協議したりする。

さらに、委員会は、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめ防止のための年間計画を定め、全教職員及び保護者等に周知する。

⇒84・85ページ参照

### 【いじめ防止対策推進法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

Q

「いじめ防止対策推進法」では、「学校いじめ対策委員会」の構成メンバーとして、教職員のほかに、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者が挙げられていますが、委員構成はどのように考えればよいですか。

A

心理の専門家としてのスクールカウンセラーは必ず構成メンバーとしてください。その他の関係者については、校長の判断で委員に加えてください。迅速さが求められる場合で、外部の委員等を招集する時間がないときは、会議後に内容を伝えるなどの配慮が必要です。また、いじめの対応の検討会議に、スクールソーシャルワーカーや当該事例の関係者等の参加を求めるなどの柔軟な対応も考えられます。

なお、全都内公立学校に、「学校サポートチーム（教職員のほか、保護者、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員等により構成）」を設置していることから、委員会は教職員を中心に構成し、学校サポートチームが、必要に応じて、「学校いじめ対策委員会」を支援できる態勢を構築している学校もあります。

Q

定期的な会議は、どのように設定し、どのような内容について話し合えばよいのでしょうか。

A

いずれの学校でもスクールカウンセラーが「学校いじめ対策委員会」の構成員となっていることから、定期的な会議をスクールカウンセラーの勤務日に設定することが望まれます。ただし、委員全員が参加できないこともあるので、会議の内容を記録しておくことが大切です。

また、「学校いじめ対策委員会」のメンバーが、教育相談、不登校対策、特別支援教育等に関する委員会などのメンバーと一致している学校では、複数の会議を統合する、連続して実施するなど、効率化を図っている例もあります。

定例の会議では、いじめの解決に向けて対応中の事例の経過確認はもとより、他にいじめの可能性のある事例はないかなど、十分に確認することが必要です。

① 法による義務規定

## 「学校いじめ対策委員会」の主な役割等

項目	具体例	留意事項
1 委員の構成	<p>&lt;例1&gt; 校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。</p> <p>&lt;例2&gt; 生活指導連絡会、特別支援教育委員会のメンバーにスクールカウンセラーを加え、これらの会議に引き続いて、「対策委員会」の会議を開催する。</p> <p>&lt;例3&gt; 企画委員会に、必要なメンバーを加えて「対策委員会」の機能をもたせる。</p> <p>&lt;例4&gt; いじめが認知された場合には、常設の委員に、個々のいじめに応じて、学年会、部活動の担当教員等を加えて対応する。</p>	<p>◆ 委員のメンバーに校長、副校長は不可欠である。校長に決定権があることを明確にした上で、委員長を校長とするか、他の教員とするか、各学校で定める。</p> <p>◆ 教育課程の中に、いじめ防止の対策を位置付ける趣旨から、「対策委員会」に教務主任を入れるなど、委員の構成については、学校の実態等に応じて、編成する。</p>
2 年間計画の作成・実施	<p>○ いじめ防止等の対策に係る学校の年間計画（校内研修、「いじめに関する授業」、教職員による個人面談、スクールカウンセラーによる全員面接、子供対象のアンケート、保護者会での説明、「学校サポートチーム」会議での説明、子供の主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）を策定する。</p> <p>○ 策定した計画が適切に実施されるよう運営を行う。</p>	<p>◆ 年間計画を「学校いじめ基本方針」の中に明記するとともに、定期的に「基本方針」が、自校の実態に即して機能しているかを点検する。</p>
3 定例会議の設定	<p>○ スクールカウンセラーの勤務日に合わせて会議を設定する。</p> <p>○ 個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定し、校長に報告する。</p>	<p>◆ 学校ごとに、「対策委員会」の機能と、具体的な取組を明確にし、定例会議で、いじめ防止の取組の進捗状況を確認する。</p>
4 情報収集・共有	<p>○ 子供の様子で気になることがあったとき、子供間でトラブルが発生したときなど、どんな小さな事例でも、「対策委員会」として教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。</p>	<p>◆ 教員一人一人が、誰にどのような手順で報告、連絡するかなどを、チャート図等で示すなどの工夫をする。</p>
5 いじめの認知	<p>○ 教員から、子供の様子で気になることが報告された場合は、校長の方針の下に、事実確認の方法を決定する。</p> <p>○ 上記確認の結果について報告を受け、当該の事例が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。</p>	<p>◆ いじめが認知された場合等には、迅速に対応する必要があるため、まず校長が、担任等から報告を受けて対応を指示することもあり得る。</p>
6 対応方針の協議	<p>○ いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議し、校長に報告する。</p> <p>○ 対応方針について、学級担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認する。</p> <p>○ 学級担任は、保護者の意向を「対策委員会」に報告する。</p>	<p>◆ いじめの事例ごとに、被害や加害の子供及びその保護者に対して、誰がどのように対応するかを決定する。</p>
7 成果検証・「基本方針」改善	<p>○ 学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を基に検証し、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。</p>	
8 指導・助言	<p>○ 子供に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり、相談に乗ったりする。</p>	<p>◆ 特に対応に当たる若手教員等に対しては、「対策委員会」として、きめ細かに助言していく。</p>
9 記録の保管・引継ぎ	<p>○ 全てのいじめの事例について、「対策委員会」が定めた共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。</p> <p>○ 年度が替わった場合には、学級担任等が確実に情報を引き継ぐとともに、対象の子供が上級の学校等に進学した場合には、進学先に情報を伝える。</p>	
10 学校評価の実施・「学校いじめ防止基本方針」の改訂	<p>○ 年度当初に定めた成果目標に基づき、学校評価の中で、自校の取組の成果と課題を検証するとともに、評価結果を踏まえ、保護者会や学校サポートチームと連携して、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。</p>	<p>◆ 学校評価の評価項目には、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組（アンケート、個人面談、授業、校内研修等）の実施状況を位置付ける。</p>

### <「学校いじめ対策委員会」運営上の配慮事項>

- いじめに対して、教職員が一人で抱え込んで対応することがあってはならないが、一人一人が組織としての判断に基づき、責任をもって対応しようとする意識は必要である。
- いじめへの対応については、組織的対応とともに迅速さが求められる。緊急の場合等には、いわゆるマニュアルどおりに報告・連絡等が行われないこともあり得る。最終的に校長が判断できるような報告・連絡体制が確立されていることが大切である。
- 学校におけるいじめ防止対策の立案に、全ての教職員が参画できるようにするため、メンバーを固定化させることなく、取組ごとに柔軟に組織を構成できるようにすることも有効である。

## エ 「いじめに関する研修」の実施

全ての教職員が、「いじめ」の定義をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底させる。また、子供の様子から軽微な段階でいじめに気付くことができるようにするなど、教職員の対応力向上を図っていく。

上記の趣旨を踏まえ、全ての学校において、**年間3回以上**の校内研修を実施する。

校長は、この研修を通して、所属教職員一人一人が、「チェックリスト」を活用して自分の取組を振り返り、改善を図ることができるよう適切な助言を行う。⇒94ページ参照

### 【いじめ防止対策推進法】

第18条第2項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

- 【参考】 ○ いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻（教員研修プログラム） 令和3年2月  
○ いじめ防止教材「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(DVD) 平成25年3月  
○ いじめ防止教材「STOP!いじめⅡ 見つめよう考えよう」(DVD) 平成27年3月

### ① 法による義務規定

## オ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

「学校いじめ防止基本方針」が、自校の実情に応じた実効性のある内容になっているか、教職員がその内容を十分に理解し、共通実践が図られているかなどについて、絶えず検証し、改善を図っていく。

特に、年度末には、学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCAサイクルの中で検証し、次年度に向けて「基本方針」を改訂する。

その際、年度当初等に、「学校いじめ防止基本方針」の取組状況を検証する視点から、アンケート、個人面談、校内研修、「いじめに関する授業」の実施回数等に加えて、学校独自の取組について、適切に達成目標を設定しておく。

なお、いじめはどの学校、どの子供にも起こり得るとの認識が必要であることから、いじめの認知件数の多寡をもって、学校の取組の適否を評価することがあってはならない。

- 【参考】 ○ ふれあい月間「教職員シート」「学校シート」 ⇒90・91ページ参照

### 【いじめ防止対策推進法】

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

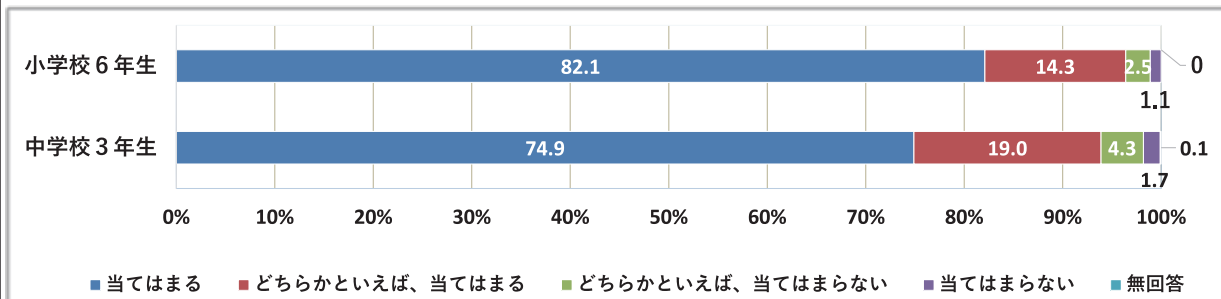
### ① 法による義務規定

### (3) いじめを許さない指導の充実

#### 現状と課題

【図表 6】いじめについての認識

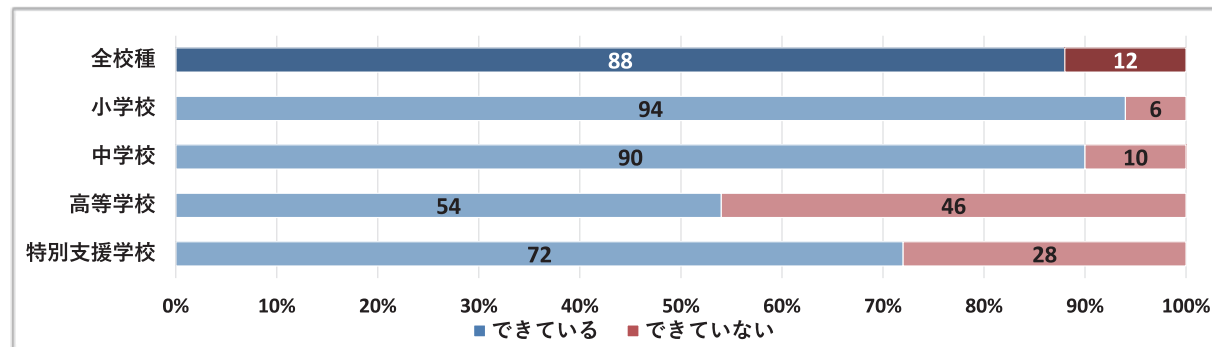
■ いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。(対象：都内公立学校)



平成 31 年度（令和元年度）「全国学力・学習状況調査」文部科学省

【図表 7】児童・生徒への指導に関する教職員の取組状況（抽出校分）

■ 「いじめ総合対策【第 2 次】」（学習プログラム）に基づき、いじめに関する授業を年 3 回以上計画し、取り組んでいる。



令和元年度「ふれあい（いじめ防止強化）月間におけるいじめに関する調査」東京都教育委員会

- 【図表 6】の調査では、「いじめは、どんな理由があってもいけないと思うか。」という質問に対して、ほとんどの子供が、「そう思う」又は「どちらかというと思う」と回答している。その一方で、小学校 6 年生で 4 % 近くが、中学校 3 年生で 6 % 近くが、「どちらかといえばそう思わない」又は「思わない」と回答している。
- 【図表 7】の調査では、「『いじめ総合対策【第 2 次】』（学習プログラム）に基づき、いじめに関する授業を年 3 回以上計画し、取り組んでいるか。」という質問に対して、全体で 9 割近くの学校が「実施している」と回答している。
- 各学校は、組織全体で、子供たちに対して、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ、相手の言動が不愉快なものであったり、許し難いものであったりしても、その相手に対していじめを行う方法で対処してはならないことを理解させ、いじめを起ささないようにする指導を、意図的・計画的に行わなければならない。
- 道徳科や特別活動はもとより、全教育活動を通じて、子供がいじめ問題を自分たちの問題として捉え、考えることができるよう、指導を徹底させる必要がある。

## 具体的な取組

### ア いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり

どのような行為がいじめに該当するのか、その行為がどのような犯罪につながっていくかなどを視覚的に示したポスターや、子供たち一人一人が作成した「いじめ防止標語」を掲示するなどして、日常的に、子供たちのいじめ防止への意識を高める。

また、「学校いじめ防止基本方針」の概要をイラストやマップの形式で掲示するなどして、子供たちや保護者等が、学校はいじめ防止の対策について理解できるよう工夫する。

⑥ 各学校で工夫・改善

### イ 「いじめに関する授業」の実施

全ての子供に対して、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ、相手の子供の言動に原因があるとしても、いじめを行う方法で対処してはならないことを、十分に理解させる。また、同じ言葉や行為に対して、楽しいと感じる人もいるがつらいと感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なることなどについて、子供同士が話し合いながら考える活動などを通して、どのような行為がいじめに該当するかを指導する。

上記の趣旨を踏まえ、全ての学級で、「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。

【参考】 ○ いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻（学習プログラム） 令和3年2月  
○ いじめ防止教材「STOP!いじめ あなたは大丈夫?」(DVD) 平成25年3月

④ 全校で実施

### ウ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施

子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚できるようにするため、必要に応じて、弁護士や行政書士等を講師として招き、「いじめ防止授業」を実施する。

具体的には、弁護士会が実施している「法教育プログラム※7」や、行政書士会が実施している法教育の出前授業などを活用する。

【参考】 ○ いじめ防止教材「STOP!いじめⅡ 見つめよう考えよう」(DVD) 平成27年3月

⑧ 必要に応じて実施・例示

※7 法教育プログラム 各弁護士会が、所属弁護士を学校に派遣して実施する授業。東京弁護士会の「いじめ予防授業」、第一東京弁護士会の「いじめ防止授業」、第二東京弁護士会の「出前授業（デリバリー法律学習会）」、東京三弁護士会多摩支部の「いじめ予防授業」等がある。

## エ SOSの出し方に関する教育の推進

都内全ての公立学校において、「SOSの出し方に関する教育※8」を推進する。

全ての子供を対象として、「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」について、校長講話、学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などの機会を捉えて、折に触れて指導する。

特に、学期初めなどは、子供が学校生活に適応しづらい状況があることから、始業式や式後の学級での指導等において、全ての子供に対して、悩みや不安がある場合は、誰にでもよいので教職員に相談するよう伝える。

こうした指導に加えて、学級活動（ホームルーム活動）や保健体育等の学習と関連させ、「一人一人がかけがえのない大切な存在であること」、「ストレスは誰にでもあること」、「不安や悩みがあるときは、できるだけ早期に身近にいる信頼できる大人に相談すること」、「友達から悩みや不安を伝えられたときは、まず、話を傾聴し気持ちを受け止めた上で、一緒に保護者や教職員等に相談するよう促すこと」などについて学ぶ授業を、各学校のいずれかの学年で年間1単位時間以上実施する。

また、子供が安心して相談できるようにするためには、身近にいる大人が、子供のSOSを受け止め、支援できるようにすることが必要である。

そのために教員は、子供から相談を受けた際取るべき具体的な行動や取組について理解するとともに、日常から、子供の存在そのものを肯定的に受け入れ、傾聴、共感するなど、カウンセリングの視点に立った子供と関わりを大切にし、教育者としての人間観や教育観を深め、より一層の指導力を磨くことが求められる。

学校はもとより、家庭、地域等を含む、子供一人一人を取り巻く大人自らが、子供から信頼される大人、子供にとって声を掛けやすい大人になるよう、努めることが重要である。

【参考】 ○ DVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料 自分を大切にしよう」平成30年2月

⇒100・101ページ参照

④ 全校で実施

## オ 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめを生まないための指導の徹底

新型コロナウイルス感染症への感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、感染防止のために最前線で尽力している人々に感謝の念をもつことについて、感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

⇒92・93ページ参照

【参考】 ○ 「学校の教育活動再開後及び令和2年度の健全育成に係る取組について（通知）」令和2年5月  
○ ホームページ「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」東京都教育委員会

④ 全校で実施

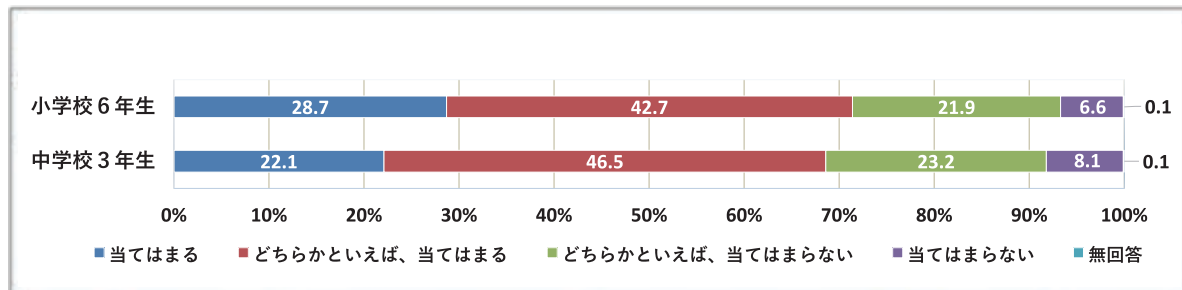
※8 SOSの出し方に関する教育（様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育）平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱に、「自殺対策に資する教育」の一つとして示されたもの。自殺予防のみならず、児童・生徒が不安や悩みを抱えたときに信頼できる大人に相談することの大切さや、気になる様子が見られる友人への関わり方を学ぶこと、身近にいる大人がSOSを受け止め、支援できるようにすることを目的としている。東京都教育委員会は、DVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料 自分を大切にしよう」を開発し、都内全公立学校に配布するとともに、東京都教育委員会ホームページに掲載している。

## (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

### 現状と課題

【図表 8】子供たち同士の話合いによる合意形成についての意識

■ あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか（対象：都内公立学校）。



平成 31 年度（令和元年度）「全国学力学習状況調査」文部科学省

【図表 9】東京都公立学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

■ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした（都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
平成 27 年度	73.5%	81.8%	24.5%	69.4%	70.5%
令和元年度	89.9%	93.9%	42.2%	69.4%	85.3%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

【図表 10】インターネット利用に関するルールづくりの状況

■ インターネット利用のルールを決めているか（児童・生徒総数の 2%程度[22,646 人]を抽出）。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
決めている	76.3%	62.1%	26.6%	58.1%
決めていない	21.3%	36.6%	71.9%	39.0%
無回答	2.4%	1.3%	1.5%	2.9%

令和元年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」東京都教育委員会

- 【図表 8】の調査結果から、「学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思うか。」という質問に対して、「そう思う」又は「どちらかというと思う」と回答した東京都公立学校の子供の割合は、小学校 6 年生より中学校 3 年生の方が低くなっていることが分かる。また、小・中学校とも全国の割合を若干下回っている状況である。
- 【図表 9】により、学校での指導の実態を見てみると、いじめ問題に対する日常の取組として、「児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした」と回答した学校の割合は、平成 27 年度と令和元年度を比較すると、全体では約 15 ポイント増加している。ただし、小・中学校では比較的多いものの、依然として高等学校では半数弱であることが明らかになった。



- さらに、【図表 10】は、家庭におけるルールづくりの例として、インターネット利用に関するルールを決めているかを調査した結果である。近年、インターネットを通じて行われるいじめなどの問題が指摘されている中で、校種が上がるごとに、子供のインターネット利用のルールを決めている家庭が少なくなっている現状が見られる。
- 子供たちを取り巻く諸問題を解決するためには、特定の子供たちへの対症療法的な生活指導にとどまることなく、全ての子供たちに働き掛ける意図的・計画的な指導により、問題の未然防止や健全育成のための取組を推進することが必要である。
- 特に、いじめ問題の根本的な解決を目指すためには、子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として捉え、主体的に行動しようとする意識や態度を育むことが不可欠である。

## 具体的な取組

### ア 互いに認め合う態度を育む取組

教職員が率先して子供の良さを発見し、その良さが集団の中でどのように役立っているかを他の子供に伝えるなどするとともに、学級活動等を通して、子供たち同士が互いの良さを認め合い、信頼を高めることができる取組を工夫して行う。

児童会や生徒会が主催する異年齢交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら活動することを通して、子供たち相互の共感的な人間関係が築かれるとともに、上級生の自己肯定感を育み、自尊感情が高められるようにする。

⑥ 各学校で工夫・改善

### イ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組

子供たちが、いじめを自分たちの問題として捉え、行動できるようにするため、

- ① 子供が「いじめをなくすためにどうすればよいか」について、それまでの自分の体験などから考えをもつ。
- ② 話し合っって学級の目標を決める。
- ③ 学校全体や校区の小・中学校全体により異学年で編成された班ごとに意見を交流する。
- ④ 一人一人が自分の目標を決める。

などの一連の活動を通して、合意形成と自己決定を重視した取組を行う。

なお、③の班ごとの話し合いについては、例えば、子供のグループに、教職員、保護者、学校運営協議会委員などの地域住民等が加わる方法なども考えられる。

⑥ 各学校で工夫・改善

## ウ 取組の推進役を担えるリーダーの育成

学校全体で、いじめ防止に向けた子供の取組が活発に行われるようにするため、取組の推進役を担えるリーダーを育成する。

当該の子供の育成に当たっては、

- 委員会活動として位置付け、NPOが行っているプログラムを活用して指導する。
- 委員会活動とは別にチームを編成し、教職員が当番制で指導する。
- 区市町村教育委員会が、教育課程外に「育成研修」を開設して指導する。

などの方策が想定される。

なお、プログラムの一部に、スクールカウンセラーから指導を受ける時間を設定するなどの工夫も考えられる。

具体的な取組としては、

- ポスター、新聞、ビデオ等の制作
- 休み時間等の巡回、声掛け
- いじめ防止の標語、歌、キャラクター等の募集、決定、周知、啓発
- 「ピア・サポート※9研修」修了者（ピアサポーターに認定）が、困っている子供の相談に応じる

などの事例がある。

⑥ 各学校で工夫・改善

## エ 児童会・生徒会活動による取組

全校の子供が所属する児童会や生徒会の活動として、いじめ防止の取組が推進されるよう、役員等の子供たちのリーダーシップによる主体的な取組を支援する。

その際、役員等一部の子供たちによるイベント的な取組に終わることなく、全ての子供たちが考えたり、行動したり、参加したりする意識がもてるよう、学級担任等が、学級の子供たちに取組を促すなどの指導を行う。

具体的な取組としては、上記ウに示す取組のほか、

- 「学校いじめ防止宣言」の採択、決定
- いじめ相談目安箱の設置
- 「言葉の暴力撲滅キャンペーン※10」の実施
- 「いじめ防止サミット」の実施
- 「ホワイト・リボン運動※11」の実施
- いじめ防止啓発作品づくり

などの事例がある。これらの子供の主体的な取組の内容とその支援の在り方を「学校いじめ防止基本方針」に明記することが望ましい。

⑥ 各学校で工夫・改善

※9 ピア・サポート 子供たちの対人関係能力や自己表現能力等社会に生きる力が極めて不足している現状を改善するための学校教育活動の一環として、教師の指導・援助の下に、子供たち相互の人間関係を豊かにするための学習の場を、各学校の実態や課題に応じて設定し、そこで得た知識やスキル（技術）を基に、仲間を思いやり、支える実践活動

※10 言葉の暴力撲滅キャンペーン 相手を傷付ける言葉を使わないようにする呼び掛けを通して、いじめを防止する取組

※11 ホワイト・リボン運動 生徒会が、いじめ防止を呼び掛け、いじめをしないと宣言する子供の署名を集めるとともに、署名した子供のかばん等にリボンを付ける取組

## オ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくりやルールの見直し

子供が、インターネットを通じて誹謗中傷などのいじめ<sup>ひぼう</sup>に該当する行為を行わないよう指導するとともに、いじめを含めたトラブルや犯罪を回避できる判断力等を身に付けさせる。そのために、平成 27 年 11 月に、東京都教育委員会が策定し、平成 31 年 4 月 25 日に改訂した「SNS東京ルール※12」を踏まえて、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりやルールの見直しに関する取組を行う。

「学校ルール」については、同じ学級や同じ学年に所属する子供同士が、話し合っ自分たちが守るべきルールを決めることができるようにするとともに、そのルールを互いに守っていこうとする態度を育む指導を行う。

また、「家庭ルール」については、各家庭において、保護者と子供が話し合っルールを決めることができるよう、保護者に対して啓発を行う。⇒110・111ページ参照

④ 全校で実施

## カ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発

コンピュータを使って行う学習を通して、平成 28 年度に東京都教育委員会が開発したホームページ・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo※13」を活用し、いじめを受けたとき、いじめを見たり聞いたりしたとき、いじめを行ってしまったときなどに、どのように対処すればよいのかなどについて、子供たちに考えさせる指導を行う。

また、子供たちが家庭で使用しているコンピュータや、携行しているスマートフォン等を通して、日常から、「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」にアクセスし、いじめ問題の解決に向けて、自分がどのように行動すればよいのかを考えることができるよう啓発を行う。

⑤ 各学校で充実・推進

## キ いじめ防止強化月間における学校、家庭、地域、関係機関の連携による取組の推進

東京都教育委員会が6月と11月の年2回実施しているいじめ防止強化月間（ふれあい月間）において、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながる具体的な取組を実施するとともに、学校のいじめ防止の取組の進捗状況について、PDCAサイクルの中で評価・改善を図るなど、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、いじめの防止に取り組む機運を醸成する。

⑤ 各学校で充実・推進

※12 「SNS東京ルール」 都内全公立学校の子供が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、平成 27 年度に策定し、平成 31 年度に改訂。「スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。」「必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。」「送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。」「個人情報をお教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。」「写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。」の五つのルールがあり、学校や家庭で、「SNS東京ルール」を踏まえて具体的なルールを定めることとしている。

※13 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」 子供が、身近な情報通信機器を用いて、いじめを受けた場合にすぐに相談機関に連絡できるようにするとともに、いじめへの対処の疑似体験を通して、いじめ問題の解決のために主体的に行動しようとする意識や態度を育むことを目的として、平成 28 年度に、東京都教育委員会が開発したホームページとアプリケーション

## (5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

### 現状と課題

【図表 11】東京都公立学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

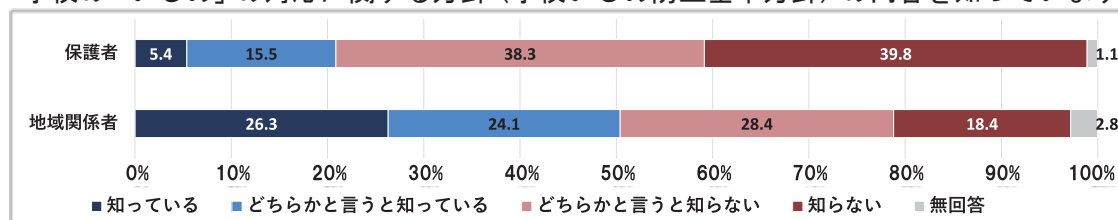
- 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた（都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

【図表 12】保護者、地域関係者の理解

- 学校の「いじめ」の対応に関する方針（学校いじめ防止基本方針）の内容を知っていますか。



令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表 11】の調査結果では、「学校いじめ防止基本方針」については、全ての学校でホームページに掲載し、保護者や地域住民に周知していることが示されている。一方で、【図表 12】の調査では、「学校いじめ防止基本方針」の内容を知っているかという質問に対し、「知っている」、「どちらかと言うと知っている」と回答した保護者の割合は約2割、地域関係者の割合は約5割にとどまっており、学校と、保護者や地域の受け止めとの間に乖離が見られる。
- いじめは、学校の内外を問わず行われる行為であることから、いじめを未然に防止するためには、保護者、地域、関係機関等が、学校のいじめ防止のための取組について十分に理解し、子供にとって、身近な大人が、同一の方針で指導したり対応したりできるようにしなければならない。
- 学校は、保護者、地域、関係機関等と、日頃から子供の状況について情報を共有し、気になる様子等が見られたら、双方から積極的にその状況を伝え合うとともに、必要に応じて、それぞれの立場で当該の子供に働き掛けることができる連絡・協力関係を構築しておくことが求められる。特に、地域住民等に対して、いじめの疑いがある子供の状況を見聞きした場合には、ためらうことなく学校や所管教育委員会に通報してもらえるよう依頼しておくことが大切である。
- 全ての学校において、保護者会や「学校サポートチーム※14」の会議等の様々な機会を活用して、保護者、地域住民、関係機関等に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨や内容等について周知し、理解を得たり協力を依頼したりする必要がある。
- そのためには、各学校において、「学校いじめ防止基本方針」の改訂に、保護者や関係機関の意見を反映できる学校評価の方法等を検討することが求められる。

※14 学校サポートチーム 子供の問題行動への対応において、保護者、地域、関係機関等と迅速かつ適切に連携・協力できる体制を確立し、子供の健全育成を図るとともに、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、都内全公立学校に設置。校長、副校長、保護者、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員（スクールサポーター）等により構成

## 具体的な取組

### ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼

学校のいじめ防止の取組について、保護者や地域、関係機関等の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、年度当初の保護者会、「学校サポートチーム」の会議、地域自治会の会合等の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。その際には、事前に校内研修等を通して、学校の全ての教職員が、自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容やポイントを理解し、自分の言葉で分かりやすく説明できるようにしておく。

また、「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校便り」等を活用して内容を周知する。

上記の方法により、理解を促進するに当たっては、年度ごとに「学校いじめ防止基本方針」を改訂する際に、保護者、地域、関係機関等の意見を反映させるなど、取組の立案に参画できる在り方を工夫する。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- 【参考】 ○ いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻（保護者プログラム） 令和3年2月  
○ いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻（地域プログラム） 令和3年2月

#### ① 法による義務規定

### イ 「学校サポートチーム」会議の定期開催

子供たちの健全育成上の諸問題に対して、教職員が、保護者、地域、関係機関等と連携・協力して解決を図るための組織として、全公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の会議を学期の初め等、定期的に開催して、「学校いじめ防止基本方針」に示す取組の内容や、その進捗状況、在校する子供たちの実態、いじめ発生の状況と対応経過等について意見交換を行う。

外部人材により構成された組織である「学校サポートチーム」が、教職員の組織である「学校いじめ対策委員会」を支援する体制を築くため、年度ごとに「学校いじめ防止基本方針」を改訂する際に、「学校サポートチーム」の意見を反映させるなど、取組の立案に参画できる在り方を工夫する。

- 【参考】 ○ リーフレット「学校サポートチームによる健全育成の推進について」 令和3年1月  
⇒112・113ページ参照

#### ④ 全校で実施